

事務事業分析シート

No1

事務事業名	入院助産措置費		部課名	子育て支援部計画課	課長名	濱島明光	
			担当者名	小川洋子	内線	3812	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	入院助産措置費（20-85-50-01）						
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	● 昭和 ○ 平成 25 年度		根拠	児童福祉法第22条、荒川区児童福祉法施行細則			
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	第19条、荒川区入院助産実施要綱			
実施基準	(法令基準内) (都基準内)		区独自基準	計画区分	計画	(非計画)	
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て					
	政策	安心して子育てができる社会の実現					
	施策	ひとり親家庭等への支援					
目的	経済的理由により、入院助産を受けることができない場合、その妊産婦に対して出産費用を扶助することにより、施設で安全な出産を行い、児童の健全な育成をはかる。						
対象者等	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦（住民税非課税世帯・生保世帯）						
内容	東京都が認可する助産施設（病院・助産院）で出産した場合、下記の経費を助産施設に支払う。 ただし、都立施設の場合は都負担となる。 - 入院料及び処置料 健康保険法等の規定する療養費・食事療養費 - 分娩介助料 117,830円（深夜122,000円） - 胎盤処理料 実費 - 新生児用品貸与料 1日500円 - 新生児室料 1日1,100円 利用者負担額 健康保険等による出産一時金の10%を納付						
経過	平成12年から都の補助制度について、見直し（助産扶助対象者基準について都独自基準の設定を廃止し、国と同一にした。）						
必要性	保健上必要があるのに、経済的理由により助産を受けることができない妊産婦を援助する制度として必要。						
実施方法	(直営) 一部委託 全部委託 (直営の場合) 常勤 非常勤 臨時職員 - 窓口申込（助産施設入所申込書記入） - 面接記録表作成 - 訪問調査 - 助産の実施の承諾（申請者・病院・都へ通知） - 病院へ費用支払い						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	573	682	333	1,232	1,087	1,067	1,574
	①決算額（18年度は見込み）	572	682	333	1,231	1,086	429	1,574
	②人件費						2,327	
	【事務分担量】（%）						27%	
	合計（①+②）	572	682	333	1,231	1,086	2,756	1,574
	国（特定財源）	288	249	140	428	552	255	682
	都（特定財源）	144	124	70	214	276	128	341
	その他（特定財源）		35	36	35	70	10	71
	一般財源	140	274	87	554	188	2,363	480
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	入院助産相談件数(新規)					45	45	
	入院助産活動件数(延べ)					111	152	
	受給者総数(都立産院入院者含む)	12	14	13	12	17	11	
	うち区負担分(私立病院のみ)			1	4	4	2	

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	20扶助費	入院料及び措置費	621	入院料及び措置費	154	入院料及び措置費	903
		分娩介助料	340	分娩介助料	235	分娩介助料	472
		胎盤処置料	13	胎盤処置料	7	胎盤処置料	13
		新生児用品貸与料（都加算）	10	新生児用品貸与料（都加算）	3	新生児用品貸与料	16
		新生児室料（都加算）	13	新生児室料（都加算）	7	新生児室料	35
		分娩介助料深夜加算額（都加算）	9	分娩介助料深夜加算額（都加算）	0	新生児介補料	135
		新生児介補料	80	新生児介補料	23		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値（22年度）	
①	入院助産件数	17	11	—	—	
②						
③						

問題点・課題	・助産施設が限定されているので、初診の病院等から指定施設への転院指導が必要である。 ・出産間近な妊産婦を受入る助産施設はほとんどない（病院間の連絡調整が必要）
他区の状況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	早期から指定施設に入所するように指導する。	指定施設（病院等）と妊産婦の信頼関係が深まり、妊産婦の精神的負担の軽減になる。
②	入院助産制度について保健所・病院（産婦人科）等の関係機関に周知する。	出産にあたり、妊産婦の保健上・経済上の不安を取り除き、有効な少子化対策となる。
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	現状どおり実施する。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	母子生活支援施設費（事務費）	部課名	子育て支援部計画課	課長名	濱島 明光
担当		担当者名	芝沼 紀孝	内線	3813
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	母子生活支援施設措置費（20-87-50）				
事務事業の種類	○新規事業（○19年度 ○18年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	●昭和 ○平成 40 年度	根拠法令等	児童福祉法第23条（母子保護の実施）、荒川区児童福祉法施行細則、荒川区母子生活支援施設運営費補助要綱		
終期設定	○有 ●無 年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	（非計画）
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て			
	政策	安心して子育てができる社会の実現			
	施策	ひとり親家庭等への支援			
目的	保護者が、配偶者のいない女子またはこれに準じる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあったときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない。（児童福祉法第23条）				
対象者等	監護すべき児童の福祉に欠ける母子世帯 ●入所世帯数 20世帯（51人） 平成18年7月初日現在				
内容	生活、住宅等に困窮し、児童の養育困難な配偶者のない女子及びその児童を入所させ、母子を保護するとともに、利用者の悩み（就労問題、パートナーからの暴力等）に沿った自立計画を立て、地域社会やボランティア団体との交流を通じながら的確かつ効果的な支援を行ない、母子と一体となって自立への意欲を高めていく。 1. 入退所事務 ・計画課ひとり親女性福祉係 2. 母子生活支援施設（名称 ハイツイ尾竹） ・認可年月 平成18年2月 ・所在地 荒川区町屋 ・設置主体 社会福祉法人 東京都福祉事業協会 ・定員 20世帯 ・職員 常勤職員7人 [施設長1人、少年指導員兼事務員2人、母子指導員2人、心理療法担当職員1人、用務員1人] 非常勤職員7人 [被虐待児個別対応職員、特別生活指導員、自立支援員、母子指導員、少年指導員補助、入所児童処遇特別職員、心理療法補助職員 各1人] 嘱託医1人				
経過	●昭和24年 都の施設として開設、昭和40年 区に移管。建物は、昭和35年竣工。 ●平成7年度 東京都福祉事業協会に運営委託。 ●平成10年度 児童福祉法改正により施設名称変更。 母子寮⇒母子生活支援施設 ●児童福祉法改正に基づき平成13年4月より、入所について措置から契約による申込み制度に変更。 ●平成13年度 国基準算定の定員が暫定17世帯に。（11年度末に都住への転出等で入所世帯が急減） ●平成14年度 正規の定員20世帯に回復。（前年度後半から入所世帯数が急増） ●平成18年1月末 区立ハイツイ尾竹廃止。 2月 私立母子生活支援施設開設。 ●平成18年6月 ショートステイ事業開始。				
必要性	児童福祉法に基づく市区町村の責務				
実施方法	（直営 一部委託 全部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 国基準措置費は、認可定員・初日在籍人数に基づき、毎月施設に支弁する。 都基準加算分、区単独加算分は請求に基づき補助する。 入所申込→面接→調査→入所の承諾→入所（荒川区母子生活支援施設入所事務処理要綱）				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	63,297	64,207	65,352	63,893	67,296	74,596	73,706
	①決算額（18年度は見込み）	57,906	63,309	62,160	62,267	67,101	71,037	73,706
	②人件費						4,999	
	【事務分担量】（％）						58	
	合計（①＋②）	57,906	63,309	62,160	62,267	67,101	76,036	73,706
	国（特定財源）	15,446	13,557	21,285	21,516	24,471	25,431	29,451
	都（特定財源）	7,723	7,103	10,642	10,784	12,235	12,716	14,725
	その他（特定財源）	142	182	146	85	125	133	109
一般財源	34,595	42,467	30,087	29,882	30,270	37,756	29,421	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	月平均入所世帯数	13.8	16.9	16.7	17.8	19.6	19.5	
	月平均入所者数	32.4	39.0	39.1	39.8	44.2	45.1	
	相談件数（新規）					68	74	
	入所世帯数（新規）	8	7	6	8	9	9	

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	光熱水費	事務室・共用部分	1,820	事務室・共用部分	1,631		
	一般需要費	小破修繕	786	小破修繕	0		
	委託料	運営委託料	64,495	運営委託料(10ヵ月分)	58,488		
	負担金補助金及び交付金			区単独助成	51	区単独助成	1,398
	扶助費			母子保護費(2ヵ月分)	10,867	母子保護費	72,308

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値(22年度)	
標	①	退所（自立）世帯数	8	9	9	9	
	②	退所（自立）人数	21	19	20	20	
	③	平均在所年数（年度末現在）	1年08ヶ月	1年07ヶ月	1年06ヶ月	1年06ヶ月	

問題点・課題	平成18年6月現在、5世帯が在所30ヶ月を超え、さらに3世帯が在所24ヶ月に迫ろうとしている。これら在所期間が長期化している世帯の自立に向けた支援の仕方が課題となっている。また、都営住宅に入居等で、自らの問題が未解決のまま退所に至る世帯に対するアフターケアの重要性も増しているため、近隣地への退所世帯には職員が家庭訪問、また遠隔地への退所世帯には手紙や電話で連絡をとる、などの支援を必要とする。
他区の状況	（実施区 未実施区） 母子保護事業は全区実施。自区内に施設を持たない区 3区（千代田、中央、文京）

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	在所期間が長期化している世帯の自立計画の見直し。	入所世帯個々の在所期間が短縮すれば、それだけ多数の入所希望世帯が利用できることになる。
②	入所に至った問題が未解決のまま退所した世帯へ、施設と連携したアフターケアの実施。	退所者自身も不安を抱いたまま新生活へ臨んでいると思われるので、退所後にも接することで、不安や孤独感を払拭したり、自立への自信に繋がることを期待する。
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	現状どおり実施する。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	ショートステイ事業		部課名	子育て支援部計画課	課長名	濱島 明光
			担当者名	中川 和行	内線	3811
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	ショートステイ事業（21-72-50-01）					
事務事業の種類	☒ 新規事業 （ ☐ 19年度 ☒ 18年度 ） ☐ 建設事業 ☐ それ以外の継続事業					
開始年度	☐ 昭和 ☒ 平成 18 年度		根拠法令等	児童福祉法第6条の二第13項、省令第1条の五の二及び三、子育て短期支援事業実施要綱（平成15年6月18日厚生労働省局長通知）、荒川区ショートステイ事業実施要綱		
終期設定	☐ 有 ☒ 無 年度					
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画	
行政評価事業体系	分野	【健康・福祉・子育て分野】				
	政策	安心して子育てができる社会の実現[11] 【子育て支援部】				
	施策	多様な子育て支援の展開[11-03]				
目的	保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、当該児童について区内の母子生活支援施設ハイツ尾竹において短期間の養育・保護を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。					
対象者等	区内に在住する3歳以上から中学校就学前までの者					
内容	1 対象事由：上記対象者を養育する者が、次のいずれかの事由に該当し、かつ、他に養育する者がいない場合 （1）児童の保護者の疾病（2）育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等（3）出産、看護、事故等（4）冠婚葬祭等社会的事由 2 利用期間：7日以内 3 定員 3人 4 基本負担額（1人1日当たり）：2,600円（住民税非課税世帯1,300円、生活保護世帯0円） 5 食事代：朝食300円、昼夕食500円（全世帯有料） 6 タクシー送迎代：片道500円（全世帯有料）					
経過	平成18年2月、ハイツ尾竹内にショートステイ専用室設置。18年6月から事業開始					
必要性	多様な保育事業のなかで、唯一、宿泊をとまなうもので、保護者の疾病や出産等により一時的に子どもを養育できない場合の子育て支援事業として期待される。					
実施方法	（直営 ☒ 一部委託 ☐ 全部委託 ☐ ） （直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員 ☐ ） ・申込み：子ども家庭支援センター ・事業：母子生活支援施設ハイツ尾竹設置者 社会福祉法人東京都福祉事業協会に委託					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額					0	0	7,769
	①決算額（18年度は見込み）					0	0	7,769
	②人件費							
	【事務分担量】（％）							
	合計（①＋②）	0	0	0	0	0	0	7,769
	国（特定財源）							444
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
一般財源	0	0	0	0	0	0	7,325	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	利用児童数(延べ泊数)							154

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料					人件費等基本額	6,114
						減免額区負担分	203
						初度調弁	890
						送迎代区負担分	558
							4

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	利用児童数（延べ泊数）	——	——	154	185	
②						
③						

問題点・課題	18年度の新規事業であり、区民への周知を徹底し、有効に利用される制度として定着させていくことが課題である。また、24時間、年間を通して受入可能な体制を求められる事業の特殊性を踏まえ、より効率的な事業の実施方法を確立していくことが求められている。
他区の実施状況	（実施 14 区 未実施 8 区） 実施区 14区のうち千代田区は、協力家庭で実施

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	18年度実施状況の把握・分析	事業基盤の確立
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
A	実施計画事業であり、在宅育児支援策の重点事業として、積極的に実施していく。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	ファミリー・サポート・センター事業 (地域子育てサポート事業)		部課名	子育て支援部計画課	課長名	濱島明光
			担当者名	小川洋子	内線	3812
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード(18年度)	ファミリー・サポート・センター事業費(21-87-50-01)					
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 19年度 ○ 18年度) ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 10 年度		根拠 法令等	仕事と育児両立支援特別援助事業実施要綱(厚生労働省所管) 東京都仕事と家庭両立支援特別援助事業費補助金交付要綱 荒川区ファミリーサポートセンター事業実施要綱		
終期設定	○ 有 ● 無 年度					
実施基準	法令基準内 (都基準内) (区独自基準)			計画区分	(計画) 非計画	
行政評価 事業体系	分野	健康・福祉・子育て				
	政策	安心して子育てができる社会の実現				
	施策	多様な子育て支援の展開				
目的	残業や通院時の一時的な子どもの預かり、保育園・小学校の送迎などの子育て支援を、地域の協力会員が行なうことにより、地域における子育て支援を推進するとともに、仕事と育児の両立を図ることを目的とする。					
対象者等	概ね生後6ヶ月～小学校3年生までの子どもを持つ保護者で子育ての援助を必要とする者(利用会員)及び保育士等育児に関する資格のある子育ての援助者(協力会員) 平成17年度末会員数 ・ 利用会員 351人・ 協力会員 155人 計 506人					
内容	- 概ね生後6ヶ月～小学校3年生(ただし、区長が特に必要と認めた場合は、小学校6年生まで)までの児童を午前7時から午後8時まで、原則として協力会員の自宅で預かる。 [平成17年度主な利用内容及び件数] ①保育園・幼稚園の迎え及び帰宅後預かり 4,512件(45%) ②保育園・幼稚園の登園前預かり及び送り 1,352件(14%) ③学童保育からの帰宅後の預かり 698件(7%) ④学童保育の迎え及び帰宅後預かり 868件(9%) ・ 利用・協力会員との間で合意がある場合は、利用会員宅で活動を可能とする。(国仕事と家庭両立支援特別援助事業の実施にかかる留意事項の一部改正(16年12月10日施行))					
経過	● 平成9年度策定のエンゼルプランにおいて、早急に取り組む事業を選定した子育て支援重点プログラムの中の「地域における育児相互援助活動の支援」を事業化したものである。平成10年9月から、福祉公社の自主事業として開始したが、平成11年4月から厚生労働省補助事業として再編・実施した。 ● 平成12年度より、福祉公社廃止に伴ない荒川区社会福祉協議会に事業委託。 ● 平成14年4月1日から、従来の「仕事と育児の両立支援」という事業目的から、「地域における子育て支援」が追加され、家庭で保育している親に対する支援なども行えるようになった。					
必要性	核家族化等で地域の子育て支援力が低下しているなかで、地域で互いに支え合う相互援助活動を推進する必要がある。また、多様化する保育需要に対して、区の保育サービスだけで対応することは困難であり、子育て支援に欠くことのできない制度である。					
実施方法	(直営 一部委託 (全部委託)) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 荒川区社会福祉協議会に事業委託 協力会員養成講座(年3回)については保育課で直接実施している。					

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
予算額	5,721	6,010	6,393	6,556	7,372	8,272	8,240	
①決算額(18年度は見込み)	5,213	5,385	6,174	6,476	7,048	8,101	8,240	
②人件費						981		
【事務分担量】(%)						15		
合計(①+②)	5,213	5,385	6,174	6,476	7,048	9,082	8,240	
国(特定財源)	2,248	2,500	2,640	3,264	3,604	1,574	1,400	
都(特定財源)	1,058	1,105	1,268	1,364	753	812	1,030	
その他(特定財源)								
一般財源	1,907	1,780	2,266	1,848	2,691	6,696	5,810	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	利用会員数	239	285	320	345	330	351	
	協力会員数	146	147	159	177	172	155	
	活動回数	5,104	6,366	9,171	11,787	10,608	9,953	
	活動時間	12,114.0	14,845.0	17,877.0	21,713.2	19,367.3	18,167.8	

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	センター事務局運営経費（アドバイザー非常勤1名、パート2名相当）	5,936	センター事務局運営経費（アドバイザー非常勤3名相当）	6,720	センター事務局運営経費（アドバイザー非常勤3名相当）	6,741
		講習会開催経費	160	講習会開催経費	155	講習会開催経費	159
		会員交流会開催経費	120	会員交流会開催経費	107	会員交流会開催経費	108
		その他事務局経費（アドバイザー共済費等）	520	その他事務局経費（アドバイザー共済費等）	796	その他事務局経費（アドバイザー共済費等）	858
		広報誌発行経費	312	広報誌発行経費	323	広報誌発行経費	374

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値（22年度）	
①	活動回数（件）	10,608	9,953	—	12,000	過去最大11787件
	② 会員1人あたりの活動回数（件）	21.1	19.7	—	23	活動回数／会員数、区平均6回 過去最大 22.5件
	③ 協力会員比率（％）	34	31	—	35	協力会員／会員数、区平均21％ 過去最大 34％

問題点・課題	・事業実施22区のなかで会費を徴収している区は、当区を含め3区あるが、荒川区の利用会員の状況をみると、毎年3月末に利用会員が100名前後退会しており、会費徴収が会員増加の阻害要因となっていると考えられる。活動回数・時間も平成15年度をピークとして下降しており、会費徴収による利用抑制があるとの声もある。本事業が気軽に利用できる子育て支援事業として、また、これからの地域での子育て支援相互援助活動を活性化していく上で、「会費徴収」について検討していくことが必要である。 ・利用会員数に応じた協力会員を確保する必要がある。
実施状況	（実施 21 区 未実施 1 区）世田谷区

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	会費徴収の見直し	在宅子育て支援サービスの充実
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
B	今後とも積極的に実施していく。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	家庭相談事業		部課名	子育て支援部計画課	課長名	濱島明光	
			担当者名	伊藤勝美	内線	3814	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	家庭相談事業（21-07-50-01）						
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	● 昭和 ○ 平成 40 年度		根拠法令等	荒川区組織規則第14条			
終期設定	○ 有 ● 無 年度						
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て分野					
	政策	安心して子育てができる社会の実現					
	施策	ひとり親家庭等への支援					
目的	区民の家庭生活における人間関係、離婚問題、その他の問題について、家庭相談員が相談に応じ、必要な助言・指導を行い、家庭生活の崩壊を未然に防ぐ。						
対象者等	区民						
内容	相談員による面接相談（常時実施） 家庭生活における人間関係、離婚問題、夫婦関係、親子関係、住宅相談、その他						
経過	昭和40年4月 福祉事務所区移管に伴い家庭相談員も移管。 この事業は、都市における核家族の進展・女性の社会進出により、複雑な家庭問題が発生し、社会に適応できず転落していく女性に対する福祉として東京都が独自に開始したものである。 平成2年7月 非常勤専任相談員を廃止し、一般面接相談員の兼務とした。 平成13年度 東京都家庭相談員連絡協議会に参加。（年6回）						
必要性	近年の離婚件数の増加、少子高齢化社会は、家庭問題を複雑化、専門化させている。このような状況において、福祉行政の立場から区民の切実な家庭相談に応えていくことが必要である。						
実施方法	（直営）一部委託 全部委託 （直営の場合）常勤 非常勤 臨時職員 常勤相談員1名 1 区民の来所面接相談 2 家庭問題解決のため、他法、他施策の活用等の助言 3 法律問題等の専門的問題は、区民相談所を紹介						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	4	8	6	6	6	6	6
	①決算額（18年度は見込み）	0	6	6	6	6	6	6
	②人件費						1,339	
	【事務分担量】（％）						30	
	合計（①＋②）	0	6	6	6	6	1,345	6
	国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0
	都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0
	その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0
一般財源	4	6	6	6	6	1,345	6	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	離婚相談	9	7	5	4	5	14	15
	住宅相談	0	0	7	8	28	23	20
	夫婦、親子関係相談	12	10	6	12	11	29	30
	その他相談	3	3	8	19	8	33	30

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	分担金	東京都家庭相談員連絡協議会分担金	6	東京都家庭相談員連絡協議会分担金	6	東京都家庭相談員連絡協議会分担金	6

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値（22年度）	
①	家庭相談件数	52	99	100	100	
②						
③						

問題点・課題	近年の離婚件数の増加、少子高齢化社会は、家庭問題を複雑化、専門化させている。このような状況において、12年度より東京都家庭相談員連絡協議会に参加し他区との連携を深めると共に、相談員の資質向上を図り、相談体制の充実に努めている。また、法律的、専門的な立場での区民相談所とも連携して、福祉という行政の立場から区民の切実な家庭相談に役立てていく必要がある。
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 区） 家庭相談員設置区 23区。東京都家庭相談員連絡協議会 会員区21区 非会員区 2区（千代田区・中央区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	相談員の資質向上を図り、相談体制の充実に努める。	区民の要望に応える。
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
A	区民へのPRを徹底し、相談体制を強化していく。

議会（要旨）質問状況	なし
------------	----

事務事業分析シート

No1

事務事業名	母子相談事業		部課名	子育て支援部計画課	課長名	濱島明光	
			担当者名	伊藤勝美	内線	3814	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	母子相談事業（21-14-50-01）						
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	● 昭和 ○ 平成 40 年度		根拠法令等	・ 母子及び寡婦福祉法 ・ 東京都母子福祉資金貸付条例（条例による事務処理の特例）			
終期設定	○ 有 ● 無 年度						
実施基準	法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	計画 ○ 非計画		
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て分野					
	政策	安心して子育てができる社会の実現					
	施策	ひとり親家庭等への支援					
目的	母子世帯の経済上、生活上の問題等について母子自立支援員（女性相談員と兼務）が助言、指導を行いこれらの家庭の自立と安定、生活意欲の助長を図る。						
対象者等	区内在住の母子世帯（配偶者のない女子で児童を扶養している者）						
内容	1 相談員による面接相談（常時実施） 母子家庭における生活相談、住宅相談（東京都母子アパートの推薦等）、家庭紛争、医療相談、就職相談、その他 2 東京都母子福祉資金の貸付（母子福祉資金貸付事業 参照）						
経過	昭和39年7月 母子福祉法 昭和40年3月 母子福祉法による母子相談員の設置要綱 昭和40年4月 福祉事務所区移管 昭和57年4月 母子及び寡婦福祉法と名称を改正 昭和62年4月 専任相談員制を廃止、面接相談員が兼務 平成12年4月 東京都母子福祉資金貸付事務が区長委任条項から「条例による事務処理の特例」制度に移行						
必要性	母子世帯の自立と安定を支えるため、他の関係機関と連携をとりながら相談業務を行うことは大変重要なことである。						
実施方法	（直営）一部委託 全部委託 （直営の場合） 常勤 非常勤 臨時職員 母子自立支援員1名（女性相談と兼務） 1 相談、指導を要する母子世帯等の来所相談 2 民生委員、児童相談所等との連絡、協力及び訪問調査 3 自立に向けた助言、指導						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	114	96	278	254	228	183	177
	①決算額（18年度は見込み）	105	81	210	217	153	174	177
	②人件費						3,539	
	【事務分担量】（％）						70	
	合計（①+②）	105	81	210	217	153	3,713	177
	国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0
	都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0
	その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0
	一般財源	105	81	210	217	153	3,713	177
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	母子福祉資金貸付	89	130	94	93	85	171	170
	住宅相談	15	20	24	14	32	21	20
	家庭紛争	0	0	0	1	3	3	5
	その他	1	8	7	9	42	50	50

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用	印刷製本（納付書等）	151	印刷製本（納付書等）	172	印刷製本（納付書等）	172
	分担金	東京都母子相談連絡	2	東京都母子相談連絡	2	東京都母子相談連絡	5

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値（22年度）	
①	母子相談件数		162	245	245	245	
②							
③							

問題点・課題	母子世帯がかかえる様々な問題を解決するうえで、他の関係機関との連携を深めることが必要。					
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 区）					

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	相談員の資質向上を図り、相談体制の充実に努める。	区民の要望に答える。
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
A	区民へのPRを徹底し、相談体制を強化していく。

議会（要旨）質問状況	なし
------------	----

事務事業分析シート

No1

事務事業名	自立支援教育訓練給付金事業		部課名	子育て支援部計画課	課長名	濱島明光
			担当者名	伊藤勝美	内線	3814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	母子家庭自立支援給付金事業（21-17-50-01）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 16 年度		根拠法令等	母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（平成15年3月19日付厚生労働省告示第102号）自立支援教育訓練給付金事業実施要綱		
終期設定	○ 有 ● 無 年度					
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画 非計画	
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て分野				
	政策	安心して子育てができる社会の実現				
	施策	ひとり親家庭等への支援				
目的	母子家庭の母は、母子家庭となる直前において、職についていた者ばかりでなく、専業主婦等であったために、職業経験が乏しく技能も十分でない者も多く、就職に際し十分な準備が無いまま、生活のために職に就かなければならない状況にある。そこで、個々の母子家庭の母の主体的な能力開発の取り組みを支援し、もって、母子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。					
対象者等	区内在住の母子家庭の母で、下記の要件の全部に該当する者。 (1) 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にあること。 (2) 受講開始日現在において、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと。 (3) 支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められるもの。					
内容	母子世帯の母が資格取得のため、雇用保険制度の指定教育訓練講座等を受講した場合、本人が支払った費用の40%に相当する金額を給付する。（事前相談が必要で給付金は20万円が上限）					
経過	平成15年4月 国において母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針より業開始 平成16年8月 荒川区において事業開始（支給要綱制定）					
必要性	母子家庭の自立促進に寄与する事業で必要性は高い。					
実施方法	（直営 一部委託 全部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） ・ 母子相談等の窓口において、当該事業の対象者に事業内容の説明を行い、給付金等の申請を受理する。 ・ 区報等によるPR 1 児童扶養手当受給者の現況届時にチラシ配布 2 区報掲載（11月に掲載予定） 3 荒川区ホームページにて周知					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算額					2,000	2,000	2,000
①決算額（18年度は見込み）					139	414	2,000
②人件費						431	
【事務分担量】（%）						5	
合計（①+②）	0	0	0	0	139	845	2,000
国（特定財源）					104	385	1,500
都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0
一般財源	0	0	0	0	35	460	500
実績の推移	事項名						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	医療事務				1	4	5
	ヘルパー				2	3	3
	行政書士					1	1

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補	教育訓練給付金	139	教育訓練給付金	414	教育訓練給付金	2,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	給付金支給件数	3	8	9	15	
②						
③						

問題点・課題	区報等によるPRをしているが、実際に必要な人に十分に制度がいきわたっているか。
他区の状況	（実施 17 区 未実施 5 区） 未実施区 5区（文京、渋谷、北、板橋、葛飾）

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	区報等により周知し、必要な人が制度を利用できるようにする。	利用者が増える。
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	現状どおり実施する。

議会（要旨）質問状況	なし
------------	----

事務事業分析シート

No1

事務事業名	高等技能訓練促進費事業	部課名	子育て支援部計画課	課長名	濱島明光
		担当者名	伊藤勝美	内線	3814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	母子家庭自立支援給付金事業（21-17-50-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業 （○ 19年度 ○ 18年度 ） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成 16 年度	根拠法令等	母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（平成15年3月19日付厚生労働省告示第102号）高等技能訓練促進費事業実施要綱		
終期設定	○ 有 ● 無 年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て分野			
	政策	安心して子育てができる社会の実現			
	施策	ひとり親家庭等への支援			
目的	母子家庭の母は、母子家庭となる直前において、職についていた者ばかりでなく、専業主婦等であったために、職業経験が乏しく技能も十分でない者も多く、就職に際し十分な準備が無いまま、生活のために職に就かなければならない状況にある。そこで、個々の母子家庭の母の主体的な能力開発の取り組みを支援し、もって、母子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。				
対象者等	区内在住の母子家庭の母で、下記の要件の全部に該当する者。 (1) 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にあること。 (2) 養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者 (3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者				
内容	母子世帯の母が看護師、介護福祉士、保育士等の養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる場合、修業期間の最後の3分の1に相当する期間に対して月額10万3千円を給付する。（12ヶ月を上限とする）				
経過	平成15年4月 国において母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針より業開始 平成16年8月 荒川区において事業開始（支給要綱制定）				
必要性	母子家庭の自立促進に寄与する事業で必要性は高い。				
実施方法	（直営 一部委託 全部委託 ） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）				
	・ 母子相談等の窓口において、当該事業の対象者に事業内容の説明を行い、給付金等の申請を受理する。 ・ 区報等によるPR 1 児童扶養手当受給者の現況届時にチラシ配布 2 区報掲載（11月に掲載予定） 3 荒川区ホームページにて周知				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算額					1,236	1,236	1,236
①決算額（18年度は見込み）					721	0	1,236
②人件費						431	
【事務分担量】（％）						5	
合計（①+②）	0	0	0	0	721	431	1,236
国（特定財源）					540	0	927
都（特定財源）					0	0	0
その他（特定財源）					0	0	0
一般財源	0	0	0	0	181	431	309
実績の推移	事項名						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
看護師					1	0	1

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補	高等技能訓練促進給	721	高等技能訓練促進給	0	高等技能訓練促進給	1,236

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	給付金支給件数	1	0	1	5	
②						
③						

問題点・課題	区報等によるPRをしているが、実際に必要な人に十分に制度の趣旨が周知徹底されているか疑問である。
他区の状況	（実施 15 区 未実施 7 区） 未実施区 7区（文京、渋谷、中野、北、板橋、練馬、葛飾）

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	区報等により周知し、必要な人が制度を利用できるようにする。	利用者が増える。
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	現状どおり実施する。

議会（要旨）質問状況	なし
------------	----

事務事業分析シート

No1

事務事業名	常用雇用転換奨励金事業		部課名	子育て支援計画課	課長名	濱島明光	
			担当者名	伊藤勝美	内線	3814	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	母子家庭自立支援給付金事業（21-17-50-01）						
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	○ 昭和 ● 平成 16 年度		根拠法令等	母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（平成15年3月19日付厚生労働省告示第102号）常用雇用転換奨励金事業実施要綱			
終期設定	○ 有 ● 無 年度						
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て分野					
	政策	安心して子育てができる社会の実現					
	施策	ひとり親家庭等への支援					
目的	母子家庭の母は、安定した雇用形態での就業を望んでいるが、職業経験が乏しく技能も不十分であったり、子の養育等のために就業形態に制限があるなど、よりよい就業の場が得にくい状況にある。こうしたことから、新たに非常勤等で雇用された母子家庭の母に、常用雇用への転換に際し必要な研修・訓練を実施し、常用雇用に移行した後、一定期間経過した事業主に対して、奨励金を支給することにより、母子家庭の母の常用雇用への転換を促進することを目的とする。						
対象者等	1 支給対象事業主区内で事業を営む事業主で、短期間の有期雇用労働者として母子家庭の母を採用後、本人の承諾を得て「OJT計画書」を区に提出し、雇い入れ後6ヵ月以内に常用雇用へ転換し、下記の要件の全てを満たすものとする。 (1) 雇用保険の適用事業主であること。(2) 次のいずれかの紹介を受けて雇い入れた事業主であること。ア 公共職業安定所 イ 厚生労働大臣の許可を受けた無料・有料職業紹介事業者又は届出を行った無料職業紹介事業者 (3) 当該労働者を常用雇用へ変換後、引き続き6ヶ月間雇用継続した事業主 (4) 過去6ヶ月間に事業主の都合により常用雇用労働者を解雇したことがない事業主 (5) 過去3年間に雇用したことのある者を再び雇用するものでないこと。 2 対象労働者 (1) 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にあること。(2) 職業紹介期間に求職申込をしていること。						
内容	奨励金を受けようとする事業主は、以下の条件を全て満たした後、常用雇用へ転換した日の翌日から起算して6ヶ月以内に支給申請書に必要書類を添付し申請する。(1) 短期雇用の期間は母子家庭の母を雇用した日6ヵ月以内の期間とする。(2) 事業主は、母子家庭の母を短期雇用期間中に常用雇用へ転換するために必要な事業所内での職業訓練(OJT等)を行うものとする。(3) 「OJT計画書」を作成し、当該雇用契約を締結した母子家庭の母の同意を得て必要書類を添付し、区に提出する。区は、「OJT計画書」が提出されたら内容等を確認し、改善の余地があるものは改善を提案するなどして適切な指導を行い書類受理し、写しを事業主に返却する。また、支給申請書が提出されたら、速やかに内容等を審査し支給の可否を決定する。本事業の奨励金の支給額は、対象母子家庭の母1人あたり30万円とする。						
経過	平成15年4月 国において母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針より事業開始 平成16年8月 荒川区において事業開始(支給要綱制定)						
必要性	母子家庭の自立促進に寄与する事業で必要性は高い。						
実施方法	(直営) 一部委託 全部委託) (直営の場合 (常勤) 非常勤 臨時職員) ・ 区報等によるPR 1 区報掲載(11月掲載予定) 2 産業振興情報紙に掲載 3 荒川区ホームページにて周知						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算額					300	300	300
①決算額（18年度は見込み）					0	0	300
②人件費						431	
【事務分担量】（％）						5	
合計（①＋②）	0	0	0	0	0	431	300
国（特定財源）					0	0	225
都（特定財源）					0	0	0
その他（特定財源）					0	0	0
一般財源	0	0	0	0	0	431	75
実績の推移	事項名						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
					0	0	1

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補	常用雇用転換奨励金	0	常用雇用転換奨励金	0	常用雇用転換奨励金	300

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	奨励金支給件数	0	0	1	1	
②						
③						

問題点・課題	区報等によるPRをしているが、企業が制度を理解しているか。
他区の実施状況	（実施 0 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	区報等により周知し、企業に制度を利用してもらう。	常用雇用になる。
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	現状どおり実施する。

議会（要旨）質問状況	なし
------------	----

事務事業分析シート

No1

事務事業名	女性福祉資金貸付事業		部課名	子育て支援部計画課	課長名	濱島明光																																											
			担当者名	伊藤勝美	内線	3814																																											
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	女性福祉資金貸付金（21-21-33-01）																																																
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業																																																
開始年度	● 昭和 ○ 平成 50 年度		根拠	荒川区女性福祉資金貸付条例																																													
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	荒川区女性福祉資金貸付条例施行規則																																													
実施基準	法令基準内 都基準内 (区独自基準)			計画区分	計画 (非計画)																																												
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て分野																																															
	政策	安心して子育てができる社会の実現																																															
	施策	ひとり親家庭等への支援																																															
目的	女性〔配偶者がいないか、いてもその扶養を受けられない者〕に対して、資金を貸し付けることにより その経済的自立と生活意欲の助長を図り、もって女性の福祉の増進に寄与する。																																																
対象者等	上記女性で、下記の要件の全部に該当する者。 ① 他から同種の貸付を受けられないこと ② 都内に6ヶ月以上居住していること ③ 20歳以上の者 ④ 直系親族又は兄弟姉妹を扶養している者（被扶養者がいない場合には、所得による制限（3,580,000円以下）あり）																																																
内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付の種類</th> <th>貸付限度額(単位:千円)</th> <th>利子</th> <th>貸付の種類</th> <th>貸付限度額(単位:千円)</th> <th>利子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業開始資金</td> <td>2,830</td> <td>無</td> <td>住宅資金</td> <td>1,500</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>事業継続資金</td> <td>1,420</td> <td>無</td> <td>転宅資金</td> <td>260</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>技能修得資金</td> <td>(月額)50</td> <td>無</td> <td>結婚資金</td> <td>300</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>就職支度資金</td> <td>100</td> <td>無</td> <td>修学資金</td> <td>(月額)16~60</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>医療介護資金</td> <td>270(医療)・500(介護)</td> <td>無</td> <td>就学支度資金</td> <td>100~390</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>生活資金</td> <td>(月額)103</td> <td>無</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							貸付の種類	貸付限度額(単位:千円)	利子	貸付の種類	貸付限度額(単位:千円)	利子	事業開始資金	2,830	無	住宅資金	1,500	1%	事業継続資金	1,420	無	転宅資金	260	1%	技能修得資金	(月額)50	無	結婚資金	300	1%	就職支度資金	100	無	修学資金	(月額)16~60	無	医療介護資金	270(医療)・500(介護)	無	就学支度資金	100~390	無	生活資金	(月額)103	無			
貸付の種類	貸付限度額(単位:千円)	利子	貸付の種類	貸付限度額(単位:千円)	利子																																												
事業開始資金	2,830	無	住宅資金	1,500	1%																																												
事業継続資金	1,420	無	転宅資金	260	1%																																												
技能修得資金	(月額)50	無	結婚資金	300	1%																																												
就職支度資金	100	無	修学資金	(月額)16~60	無																																												
医療介護資金	270(医療)・500(介護)	無	就学支度資金	100~390	無																																												
生活資金	(月額)103	無																																															
経過	昭和33年1月 東京都婦人更生資金貸付条例施行(都単独事業、対象者…売防法要保護女子) 昭和39年3月 東京都婦人福祉資金条例施行(対象から売防法を削除) 昭和50年4月 区事務移管(荒川区婦人福祉資金条例制定) 平成3年10月 名称改正(荒川区婦人福祉資金条例から荒川区女性福祉資金貸付条例に)貸付対象年齢引き下げ(25歳→20歳) 平成8年4月 療養資金・生活資金(一部)無利子に改正 平成9年4月 利息改正 3% → 1%(利率を規則事項に改正・都は3%のまま) 平成11年4月 生活資金・就職支度金を無利子に改正、修学資金に特別限度額を設定 平成13年4月 事業開始資金・事業継続資金を無利子に改正、療養資金を医療介護資金に改正																																																
必要性	類似する貸付事業(東京都母子福祉資金貸付)はあるが、その貸付が受けられない者を対象としている事業で、女性の自立にとっては欠かせない事業である。																																																
実施方法	(直営) 一部委託 全部委託) (直営の場合 (常勤) 非常勤 臨時職員) < 貸付審査会 > 適正かつ円滑な貸付事務を執行するために「東京都母子福祉資金・荒川区女性福祉資金貸付審査会」を設置。 構成メンバー「計画課長、ひとり親女性福祉係長、担当者、その他会長(計画課長が)指定する者」 < 広報 > 年1回、区報に掲載(3月に掲載予定) 母子、婦人相談活動のなかで周知																																																

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	4,200	3,700	2,000	1,566	1,500	1,200	1,200
	①決算額（18年度は見込み）	1,366	1,968	0	1,566	1,176	390	1,200
	②人件費						4,310	
	【事務分担量】（％）						50	
	合計（①＋②）	1,366	1,968	0	1,566	1,176	4,700	1,200
	国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0
	都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0
	その他（特定財源）	2,624	2,220	1,817	1,936	1,647	2,049	2,656
一般財源	-1,258	-252	-1,817	-370	-471	2,651	-1,456	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	修学資金					2	1	2

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	貸付金	その他貸付金	1,176	その他貸付金	390	その他貸付金	1,200

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	貸付件数	2	1	2	2	
②						
③						
問題点・課題	償還率を向上させるために、さらに努力が必要。とくに、長期未納者対策が課題。					
	単位：千円					
		15年度	16年度	17年度		
	調定額	3,322	2,996	3,504		
	償還額	1,936	1,647	2,049		
	償還率(%)	58.30	55.00	58.48		
他区の実況						
	（実施 17 区 未実施 5 区） 未実施区 5 区（千代田、新宿、文京、足立、葛飾）					

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	長期未納者に対し、訪問調査し生活実態を把握し、償還するよう働きかける。	償還金が少額であっても償還率が上がる。
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	現状どおり実施する。

議 会 要 旨 状	
-----------------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	女性相談事業	部課名	子育て支援部計画課	課長名	濱島明光
		担当者名	伊藤勝美	内線	3814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	事務費（21-21-66-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成	32 年度	根拠法令等	東京都女性相談員設置要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度		売春防止法	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て分野			
	政策	安心して子育てができる社会の実現			
	施策	ひとり親家庭等			
目的	女性の生活、職業、その他の諸問題について、婦人相談員が相談、助言指導、関係機関との連絡調整を行い、女性の自立と安定した生活を図るため必要な保護・援助をする。				
対象者等	区内の要保護女子（夫の暴力、立退き、所持金なし等の緊急に保護を要する女子）				
内容	婦人相談員による面接相談及び必要な援助・保護（常時実施） 1 荒川区女性福祉資金の貸付相談 2 婦人相談 (1)相談による指導・助言 (2)東京都女性相談センター（都婦人相談所・一時保護施設：定員35人）への移送・入所手続き (3)東京都女性相談センター入所期間中（2週間限度）に面接相談を行い、①婦人保護施設入所（売春防止法）②生活保護開始（宿所提供施設入所・民間アパート入居）③自立（住込み就労等）のいずれかに決める。 3 生活保護・その他相談 4 施設入所 (1)東京都女性相談センター (2)婦人保護施設				
経過	昭和31年5月 売春防止法 昭和32年4月 東京都婦人相談所発足（売春防止法） 昭和32年6月 東京都婦人相談所一時保護事業開始（定員25人） 昭和40年4月 福祉事務所区移管 婦人相談員の身分を都職員から区職員へ切替 昭和52年4月 東京都婦人相談所から東京都婦人相談センターに名称変更（一時保護所定員30名に増員、対象を拡大し一般女性・母子も含む 電話相談開始） 昭和62年4月 専任相談員制を廃止、面接相談員が兼務 平成4年4月 東京都女性相談センターに名称変更 平成10年1月 東京都女性相談センター移転改築 平成14年度事業名変更 婦人相談事業費 ⇒ 女性相談事業費				
必要性	区内の要保護女子（夫の暴力、立退き、所持金なし等の緊急に保護を要する女子）の安全と生活を守るために重要な役割を担っている。				
実施方法	（直営） 一部委託 全部委託 （直営の場合） 常勤 非常勤 臨時職員 婦人相談員1名（一般面接相談兼務） 1 要保護女子等の来所面接相談 2 要保護女子の生活援護、施設への入所措置 3 更正に向けた助言、指導				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算額	73	62	100	143	97	80	93
①決算額（18年度は見込み）	57	15	77	94	39	48	93
②人件費						1,339	
【事務分担量】（%）						30	
合計（①+②）	57	15	77	94	39	1,387	93
国（特定財源）	684	684	685	671	664	664	664
都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0
一般財源	-627	-669	-608	-577	-625	723	-571
実績の推移	事項名						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	女性福祉資金貸付相談	8	5	10	6	8	10
	女性相談	21	17	55	53	65	90
	女性相談センター等入所	4	7	4	7	6	15

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用	印刷製本（納付書等）	36	印刷製本（納付書等）	37	印刷製本（納付書等）	56
	役務費	郵送料、移送費	0	郵送料、移送費	8	郵送料、移送費	34
	分担金	婦人相談員研究会	3	婦人相談員研究会	3	婦人相談員研究会	3

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値（22年度）	
①	女性相談件数	65	87	90	90	
②						
③						

問題点・課題	1 近年、夫の暴力や居住地を追い出されて、緊急に保護を必要とする女性、母子が増大しているため、受入施設の不足が課題。 2 ドメスティック・バイオレンスに関する相談窓口の連携を図る等女性相談に関する体制整備が必要。 <DV関係> 平成17年度DV相談件数 69件 内訳 夫からの暴力（69件） 元夫からの暴力（0件）
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	年々、ドメスティック・バイオレンスに関する相談が増えている。関係機関等の連携が必要である。	要保護者の要望に答えられる。
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
B	区民へのPRを徹底し、相談体制を強化していく。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	ひとり親家庭休養ホーム事業		部課名	子育て支援部計画課	課長名	濱島明光	
			担当者名	伊藤勝美	内線	3814	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	ひとり親家庭休養ホーム事業費（21-35-50-01）						
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	● 昭和 ○ 平成 56 年度		根拠法令等	荒川区ひとり親家庭休養ホーム実施要綱			
終期設定	○ 有 ● 無 年度						
実施基準	法令基準内 都基準内 <u>区独自基準</u>			計画区分	計画 <u>（非計画）</u>		
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て分野					
	政策	安心して子育てができる社会の実現					
	施策	ひとり親家庭等への支援					
目的	ひとり親家庭の親子を対象に、休養及びレクリエーションに宿泊施設並びに日帰り施設を指定し、低額で安全な施設の利用を助成することにより、ひとり親家庭の福祉の向上と健康の増進に資する。						
対象者等	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもがいるひとり親家庭 [参考] 児童育成手当（障害手当を除く）受給者数 2,565人（18年3月末現在）						
内容	低額で安全な宿泊施設・日帰り施設を指定し、ひとり親家庭が親子で気軽に楽しめるレクリエーションの機会を提供する [14年度から] ① 指定施設 区有施設のみ：宿泊施設（3か所）、日帰り施設（3か所） ② 助成限度額 宿泊：大人・子供ともに 3,000円 日帰り：大人・子供ともに 1,000円 ③ 利用限度 宿泊は1泊1回のみ、日帰りは2回利用可						
経過	昭和46年 東京都母子休養ホーム事業 昭和56年 区に事務移管 荒川区母子休養ホーム事業 昭和58年 荒川区単親家庭休養ホーム事業（父子に拡大） 昭和62年 「単親」を「ひとり親」に名称変更 平成元年 2泊から3泊に拡大 平成4年 日帰り施設指定（3施設） 平成10年 宿泊・日帰りあわせて3回を2回に改正 平成12年 日帰り子供の助成限度額を都基準額に改正（2,000円→1,500円） 平成13年 指定施設変更（「安房もとな荘」指定解除・「ディズニースー」追加指定）対象年齢を「20歳未満」から「18歳に達した年度末まで」に改正 平成14年 指定施設変更（宿泊・日帰り施設とも区有施設に限定）宿泊施設（72か所→3か所） 日帰り施設（4か所→3か所）助成限度額変更（宿泊：大人6,490円→3,000円 子供5,770円→3,000円）（日帰り：大人2,000円→1,000円 子供1,500円→1,000円）利用限度変更（宿泊・日帰りあわせて2回→宿泊は1泊1回のみ、日帰りは2回利用可）						
必要性	ひとり親家庭親子のコミュニケーションの向上と健康の増進における役割は大きい。						
実施方法	<u>（直営）</u> 一部委託 全部委託 （直営の場合 <u>（常勤）</u> 非常勤 臨時職員） 年度当初に指定施設と契約。利用者の申請により児童扶養手当証書・児童育成手当通知書等でひとり親家庭であることを確認し、利用券を発行。施設からの利用実績に基づき支出。ただし、荒川遊園は、回数券を事前に購入し、直接申請者に配布。						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	2,796	2,258	1,029	934	639	628	628
	①決算額（18年度は見込み）	2,318	2,258	632	649	591	502	628
	②人件費						1,724	
	【事務分担量】（％）						20	
	合計（①＋②）	2,318	2,258	632	649	591	2,226	628
	国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0
	都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0
	その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0
一般財源	2,318	2,258	632	649	591	2,226	628	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	宿泊利用者	202	239	69	78	66	51	59
	日帰り利用者	1,003	942	413	429	394	353	451

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	使用料及賃借料	宿泊施設利用料	198	宿泊施設利用料	153	宿泊施設利用料	177
		日帰り施設利用料	393	日帰り施設利用料	349	日帰り施設利用料	451

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値（22年度）	
①	利用者延人員		460	400	510	510	

問題点・課題	限られた予算のなかで、より多くの人が公平に利用できるよう事業を進めていくことが必要。平成14年度より、指定施設を区有施設のみに限定し、あわせて、利用限度額の上限を引き下げ、事業の見直しを行った。今後は、事業対象者の年齢要件の見直しを検討する。					
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）					

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	区報（2月号）に掲載しPRする。、限られた予算のなかで、多くの人に利用できるよう事業を進めていく。	必要な人が利用できる。
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	現状どおり実施する。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業		部課名	子育て支援部計画課	課長名	濱島明光	
			担当者名	伊藤勝美	内線	3814	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業費（21-42-50-01）						
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	● 昭和 ○ 平成 57 年度		根拠	荒川区ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業			
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	実施要綱			
実施基準	法令基準内 都基準内 <u>区独自基準</u>			計画区分	計画	<u>非計画</u>	
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て分野					
	政策	安心して子育てができる社会の実現					
	施策	ひとり親家庭等への支援					
目的	日常生活を営むのに著しい支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを行うことにより、ひとり親家庭の福祉の増進を図る。						
対象者等	区内に住所を有する小学生以下の児童がいるひとり親家庭で、次のいずれかに該当する場合。 1 ひとり親家庭の親又は児童が一時的傷病の場合 2 日常の家事・育児をしている同居の祖父母等が一時的傷病の場合 3 その他必要と認められた場合〔参考〕児童育成手当（障害手当除く） 受給者数 2,565人（18年3月末現在）						
内容	ヘルパー派遣業者と委託契約を締結し、利用者の申請に基づきヘルパーを派遣する。 【派遣回数】 同一世帯につき原則として月12回以内 【派遣時間】 午前7時から午後7時までの間で、1時間単位で8時間以内 【援助内容】 ①子供の世話②食事の世話③住居の清掃④被服の洗濯⑤生活必需品の買物⑥その他必要な用務						
経過	昭和57年 開始 ひとり親となった直後 月8回派遣 3ヶ月を限度 昭和58年 ひとり親となった直後 月12回派遣 3ヶ月を限度 昭和59年 ひとり親となった直後 月12回派遣 6ヶ月を限度 昭和61年 ヘルパー派遣時間帯の延長 午前10時～午後4時 → 午前7時～午後7時 昭和62年 ひとり親となった直後 月12回派遣 期間を削除 平成3年 ひとり親となってから2年以内 月12回派遣 平成12年 ひとり親となってから1年以内で小学校3年生以下の児童がいる場合に改定 平成14年 事業対象者該当事由変更（親、児童及び同居の祖父母等が一時的傷病の場合のみに限定）						
必要性	ひとり親の就労を援助することにより、安定した生活と自立促進に寄与する。						
実施方法	（直営 一部委託 <u>全部委託</u> ） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業委託（有）ケアサービス大和田 119,184円（17年度） 1 区は、業者とヘルパー派遣委託契約を締結 2 対象者の申請に基づき、区は派遣の可否を決定。（緊急の場合、申請書は事後でも可） 3 区は派遣決定に基づき、業者に派遣依頼 4 派遣ヘルパーがサービス提供後、翌月、報告書を区に提出・同報告書で履行確認のうえ委託料支出						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	534	721	311	149	217	120	135
	①決算額（18年度は見込み）	278	52	125	73	217	117	135
	②人件費						862	
	【事務分担量】（％）						10	
	合計（①＋②）	278	52	125	73	217	979	135
	国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0
	都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0
	その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0
一般財源	278	52	125	73	217	979	135	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	利用世帯数	5	2	6	3	2	1	1
	利用日数	33	8	12	9	21	11	14

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	ヘルパー派遣委託	217	ヘルパー派遣委託	117	ヘルパー派遣委託	135

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
指標	① ヘルパー利用時間数	163時間	88時間	100時間	100時間	
	② ヘルパー利用平均時間数(1日当り)	7時間45分	8時間	7時間	7時間	
	③					

問題点・課題	・利用世帯が固定化している。 ・急な派遣依頼が多い。
他区の状況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	・利用要件や利用回数等、事業の見直し ・利用者が固定しているため、他の施策を検討	利用者が制度を利用しやすくなる。
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	現状どおり実施する。

議会（要旨）質問状況	なし
------------	----

事務事業分析シート

No1

事務事業名	母子福祉資金貸付事業		部課名	子育て支援部計画課	課長名	濱島明光																																										
			担当者名	伊藤勝美	内線	3814																																										
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	都会計のため予算コードなし																																															
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業																																															
開始年度	● 昭和 ○ 平成 28 年度		根拠法令等	母子及び寡婦福祉法 東京都母子福祉資金貸付条例地方自治法第252条の17の2(条例による事務処理の特例)による「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」																																												
終期設定	○ 有 ● 無 年度																																															
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画	非計画																																										
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て分野																																														
	政策	安心して子育てができる社会の実現																																														
	施策	ひとり親家庭等への支援																																														
目的	配偶者の無い女子で現に児童(20歳未満)を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するために資金を貸付ける。																																															
対象者等	都内に6ヶ月以上居住している、配偶者のいない女子で20歳未満の児童を扶養している者。 <他貸付制度との関係> 1 生活福祉資金→母子が優先 2 女性福祉資金→母子が優先 3 日本育英会等同種の資金→重複貸付不可 4 生活保護受給者→貸付可																																															
内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付の種類</th> <th>貸付限度額(単位:千円)</th> <th>利子</th> <th>貸付の種類</th> <th>貸付限度額(単位:千円)</th> <th>利子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業開始資金</td> <td>2,830</td> <td>無</td> <td>生活資金</td> <td>(月額)103</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>事業継続資金</td> <td>1,420</td> <td>無</td> <td>住宅資金</td> <td>1,500</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>技能修得資金</td> <td>460</td> <td>無</td> <td>転宅・結婚資金</td> <td>260(転宅)・300(結婚)</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>修業資金</td> <td>460</td> <td>無</td> <td>修学資金</td> <td>(月額)18~64</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>就職支度資金</td> <td>320</td> <td>無</td> <td>就学支度資金</td> <td>40~590</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>医療介護資金</td> <td>310(医療)・500(介護)</td> <td>無</td> <td>児童扶養資金</td> <td>(月額)32</td> <td>無</td> </tr> </tbody> </table>						貸付の種類	貸付限度額(単位:千円)	利子	貸付の種類	貸付限度額(単位:千円)	利子	事業開始資金	2,830	無	生活資金	(月額)103	3%	事業継続資金	1,420	無	住宅資金	1,500	3%	技能修得資金	460	無	転宅・結婚資金	260(転宅)・300(結婚)	3%	修業資金	460	無	修学資金	(月額)18~64	無	就職支度資金	320	無	就学支度資金	40~590	無	医療介護資金	310(医療)・500(介護)	無	児童扶養資金	(月額)32	無
貸付の種類	貸付限度額(単位:千円)	利子	貸付の種類	貸付限度額(単位:千円)	利子																																											
事業開始資金	2,830	無	生活資金	(月額)103	3%																																											
事業継続資金	1,420	無	住宅資金	1,500	3%																																											
技能修得資金	460	無	転宅・結婚資金	260(転宅)・300(結婚)	3%																																											
修業資金	460	無	修学資金	(月額)18~64	無																																											
就職支度資金	320	無	就学支度資金	40~590	無																																											
医療介護資金	310(医療)・500(介護)	無	児童扶養資金	(月額)32	無																																											
経過	昭和28年4月 母子福祉資金の貸付等に関する法律施行 昭和39年7月 母子福祉法施行(旧法廃止) 昭和57年4月 母子及び寡婦福祉法施行(題名改正) 平成10年4月 利子の一部を無利子化、技能修得・就職支度・修業資金 生活資金(技能修得資金と合わせ貸しの場合) 平成12年4月 利子の一部を無利子化、事業開始・事業継続 療養資金を医療介護資金に改正 平成14年11月 特例児童扶養資金の創設、生活資金(生活安定貸付)の拡充																																															
必要性	東京都が実施している事業で、事務処理を代行している。																																															
実施方法	(直営) 一部委託 全部委託) (直営の場合 (常勤) 非常勤 臨時職員) <貸付審査会> 適正かつ円滑な貸付事務を執行するために「東京都母子福祉資金・荒川区女性福祉資金貸付審査会」を設置。 構成メンバー「計画課長、ひとり親女性福祉係長、担当、その他会長(計画課長)が指定する者」 <広報> 年1回、区報に掲載(11月に掲載予定) 母子、婦人相談活動のなかで周知																																															

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額							
	①決算額（18年度は見込み）							
	②人件費						6,464	
	【事務分担量】（％）						75	
	合計（①＋②）	0	0	0	0	0	6,464	0
	国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0
	都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	0	0	0	0	0	6,464	0	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	修学資金	47	44	41	35	36	34	35
	就学支度資金	12	11	14	8	11	13	15
	その他	2	9	1	2		3	5
	貸付額	26,684	27,756	25,769	21,489	22,678	24,329	29,934

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	歳入歳出	貸付金	22,678	貸付金	24,329	貸付金	29,934

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	貸付件数	47	50	50	50	
②						
③						

問題点・課題	償還率が低下しており、細かな滞納対策が必要。				単位千円		
		15年度	16年度	17年度			
	調定額	50,447	55,214	56,449			
	償還額	17,283	20,368	19,688			
	償還率(%)	32.2	35.4	34.9			
	未償還額	33,164	34,846	36,761			

他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）
-------	-----------------

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	償還率が低下しており、細かな滞納対策が必要なため、貸付者に直接会い、償還するよう指導する。	償還率が上がる。
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	現状どおり実施する。

議会（要旨）質問状況	なし
------------	----

事務事業分析シート

No1

事務事業名	ひとり親家庭住宅あっせん・家賃助成事業		部課名	子育て支援部計画課	課長名	濱島 明光	
			担当者名	山崎 美知子	内線	3816	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	家賃等助成事業費（15-54-75-01）						
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	○ 昭和 ● 平成 3 年度		根拠	荒川区ひとり親家庭住宅あっせん及び家賃等助成事業実施要綱			
終期設定	● 有 ○ 無 18 年度		法令等				
実施基準	法令基準内 (都基準内) 区独自基準			計画区分	計画	(非計画)	
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て					
	政策	安心して子育てができる社会の実現					
	施策	子育てに関する基盤整備					
目的	住宅に困窮しているひとり親世帯（18歳未満の児童を養育している世帯）に対し、住宅のあっせん、家賃助成を行い住宅確保と生活の安定を図る。						
対象者等	(1) 住宅あっせん 住宅に困窮するひとり親家庭 (2) 家賃助成 建替えによる立ち退き要求を受けているひとり親世帯 ＊受給世帯数 継続 1 世帯（平成18年5月末現在）						
内容	転居前家賃と転居後の家賃との差額、転居一時金、権利金、契約更新料を補助する。（旧要綱家賃適用世帯） ・ 2人世帯家賃助成基準額 89,000円 ・ 3人世帯家賃助成基準額 120,000円 ・ 4人以上家賃助成基準額 154,000円 平成12年度より新規申請者は都基準に準拠する。（要綱改正）（新基準） ・ 2人世帯家賃限度額 78,000円（住宅専用面積により異なる） ・ 3人以上世帯家賃限度額 96,000円（住宅専用面積により異なる）						
経過	● 平成3年度 都の補助事業として開始 ● 平成10年度 区の上乗せ措置（家賃上限額引き上げ、認定条件に住環境劣悪も設定）のうち「住環境劣悪」条件に該当する申請が無くなってきているため、その部分を削除 ● 平成12年度より 新規申請者は都基準に準拠する。 ● 都制度は12年6月末廃止。経過措置として新規対象者は公営住宅への応募を前提に2年間限り助成。（受付は、16年度末まで）また、現に助成を受けている世帯は、18年度末まで助成継続。 都の改正を受けて区は都と同内容で12年9月1日付けで要綱を改正した。 ● 平成14年10月1日より、申請要件に「住民税及び国民健康保険料の滞納がないこと」を加える。						
必要性	平成3年度に東京都の家賃助成事業補助制度を受けて、区も事業を開始した。しかし、東京都は経済給付的な事業の見直し、地上げの沈静化、住宅困窮者は公営住宅対応が基本を理由に、新規受付16年度末、継続18年度末までとし、事業を廃止する。都の見直し内容と同様に区も18年度をもって当事業を廃止する。						
実施方法	((直営) 一部委託 全部委託) (直営の場合 (常勤) 非常勤 臨時職員) ● 子育て給付係窓口申請－受付－受理－決定－給付（口座振替） ● 住宅あっせんについては、申請を受けた場合は、区と委託契約している不動産仲介業者に連絡をとり、仲介をしてもらう。						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	2,122	2,563	1,621	1,546	871	337	46
	①決算額（18年度は見込み）	2,121	1,325	503	507	587	61	46
	②人件費						1,293	
	【事務分担量】（％）						15	
	合計（①＋②）	2,121	1,325	503	507	587	1,354	46
	国（特定財源）							
	都（特定財源）	505	430	156	182	83	30	22
	その他（特定財源）							
一般財源	1,616	895	347	325	504	1,324	24	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	受給世帯数	4	3	1	1	2	1	1

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	役務費	郵便料	0	郵便料	1	郵便料	1
	負担金補助	家賃助成、転居一時金	587	家賃助成、転居一時金	60	家賃助成	45

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	受給世帯数	2	1	1	—	
②						
③						

問題点・課題	
他区の状況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①		
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
D	今年度限りで事業廃止

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	児童手当給付事業	部課名	子育て支援部計画課	課長名	濱島 明光																								
		担当者名	山崎 美知子	内線	3816																								
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	児童手当等支給事業（20-75-25-01）																												
事務事業の種類	○新規事業（○19年度 ○18年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業																												
開始年度	●昭和 ○平成 47 年度	根拠法令等	児童手当法、荒川区児童手当関係事務取扱要綱																										
終期設定	○有 ●無	年度																											
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 ○非計画																								
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て																											
	政策	安心して子育てができる社会の実現																											
	施策	子育てに関する基盤整備																											
目的	児童養育家庭の生活の安定に寄与するとともに次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。																												
対象者等	●受給者 小学校修了前までの児童を養育している者（日本国内に住所を有し、所得が限度額以下の者） ・児童手当（3歳未満で所得制限以下の者） *被用者（厚生年金保険適用事業所に雇用されている者等）の場合、所得制限緩和による特例給付有り ・3歳以上小学校修了前特例給付 ・公務員については所属庁で支給（18.3.31現在） <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給区分</th> <th>受給者</th> <th>対象児童数</th> <th>延べ支給人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①被用者（3歳未満）</td> <td>1,127</td> <td>1,213</td> <td>15,640</td> </tr> <tr> <td>②非被用者（3歳未満）</td> <td>1,003</td> <td>1,073</td> <td>13,814</td> </tr> <tr> <td>③特例給付（3歳未満）</td> <td>653</td> <td>703</td> <td>8,476</td> </tr> <tr> <td>④特例給付（3歳以上小学校修了前）</td> <td>5,163</td> <td>6,829</td> <td>74,256</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7,946</td> <td>9,818</td> <td>112,186</td> </tr> </tbody> </table> * 3歳以上特例給付受給者5,163人のうち、1,255人が3歳未満受給者にも含まれている。（実質受給者は6,691人）					支給区分	受給者	対象児童数	延べ支給人数	①被用者（3歳未満）	1,127	1,213	15,640	②非被用者（3歳未満）	1,003	1,073	13,814	③特例給付（3歳未満）	653	703	8,476	④特例給付（3歳以上小学校修了前）	5,163	6,829	74,256	計	7,946	9,818	112,186
支給区分	受給者	対象児童数	延べ支給人数																										
①被用者（3歳未満）	1,127	1,213	15,640																										
②非被用者（3歳未満）	1,003	1,073	13,814																										
③特例給付（3歳未満）	653	703	8,476																										
④特例給付（3歳以上小学校修了前）	5,163	6,829	74,256																										
計	7,946	9,818	112,186																										
内容	本事業は平成14年度から法定受託事務 ●手当額 第1子・第2子 月額5,000円 第3子以降 月額10,000円 ●支払月 6月、10月、2月に申請のあった翌月分からそれぞれ前月分までを支給																												
経過	・昭和47年制度発足（義務教育前の第3子以降を対象） ・昭和60年改正（支給対象拡大 第3子以降→第2子以降） ・平成3年改正（支給対象拡大 第2子以降→第1子以降 支給期間3歳未満） ・平成11年所得制限緩和 ・平成12年改正（支給対象拡大 3歳未満→義務教育就学前） ・平成13年所得制限緩和 ・平成16年改正（支給対象拡大 義務教育就学前→小学校第3学年修了前） ・平成18年改正（支給対象拡大 小学校第3学年修了前→小学校修了前 所得制限緩和）																												
必要性	子育てに係る経済的負担の軽減に寄与している。																												
実施方法	（（直営） 一部委託 全部委託 ） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 子育て給付係において申請受付→認定→支給決定（区長決定）→給付 年1回（6月）受給資格確認のため現況届受付																												

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	245,561	356,633	404,746	451,682	681,680	734,965	864,415
	①決算額（18年度は見込み）	242,987	352,953	404,746	427,865	580,740	625,305	864,415
	②人件費						15,514	
	【事務分担量】（％）						180	
	合計（①＋②）	242,987	352,953	404,746	427,865	580,740	640,819	864,415
	国（特定財源）	196,133	264,739	304,173	320,604	422,830	452,557	360,469
	都（特定財源）	24,770	41,920	50,351	53,465	79,242	86,647	251,971
その他（特定財源）								
一般財源	22,084	46,294	50,222	53,796	78,668	101,615	251,975	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	児童数 被用者（3歳未満）	244	1,219	1,302	1,254	1,288	1,213	1,512
	非被用者（3歳未満）	707	1,067	1,115	1,155	1,125	1,073	1,360
	特例給付（3歳未満）	1,039	579	695	662	673	703	907
	特例給付（3歳以上）	1,922	2,512	3,051	3,706	6,170	6,829	12,315
	計	3,912	5,377	6,163	6,777	9,256	9,818	16,094

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	20扶助費	被用者(延16,051人)	88,695	被用者(延15,640人)	86,610	被用者(延16,419人)	90,075
		非被用者(延14,102人)	80,750	非被用者(延13,814)	79,130	非被用者(延13,596)	78,340
		特例給付(延8,077人)	43,200	特例給付(延8,476人)	44,795	特例給付(延8,591人)	45,445
		3歳～小学校第3学年修了前(延65,720人)	368,095	3歳～小学校第3学年修了前(延74,256人)	414,770	3歳～小学校第3学年修了前(延78,781人)	441,355
						対象年齢拡大分(延3,254人)	182,250
						所得制限緩和分(延481人)	26,950

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値(22年度)	
①	児童手当支給延べ人数		103,950	112,186	154,737	—	
②							
③							

問題点・課題	- 三位一体改革により、公費負担に係る国庫負担の割合が2/3から1/3となるとともに、18年4月より対象年齢が小学校第6学年修了までと拡大されたため区の負担が増えることになる。 - 制度を知らない者及び申請していない者をなくす。					
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 区） 千代田区：18年度より妊娠5ヶ月から18歳まで支給 中央区、新宿区：18年度より中学3年生まで児童手当支給					

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	制度の周知に努め、（区報、ホームページ等）資格のある者がもれなく受給できるようにする。	子育て家庭への財政的支援
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	現状の内容で実施していく。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	児童育成（育成・障害）手当給付事業	部課名 担当者名	子育て支援部計画課 山崎 美知子	課長名 内線	濱島 明光 3816								
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（18年度）	児童育成手当（20-75-50-01）												
事務事業の種類	○新規事業（○19年度 ○18年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業												
開始年度	●昭和 ○平成 47 年度	根拠 法令等	荒川区児童育成手当条例・同施行規則										
終期設定	○有 ●無 年度												
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画								
行政評価 事業体系	分野	健康・福祉・子育て											
	政策	安心して子育てができる社会の実現											
	施策	ひとり親家庭等への支援											
目的	児童を養育している母・父子家庭等に手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図る。												
対象者等	●18歳以下で次の状態にある者の父又は母若しくは養育者。 ・父又は母が死亡した児童（生死不明の場合） ・父又は母に1年以上遺棄されている児童 ・母が婚姻によらないで懐胎した児童 ・父母が離婚した児童 ・父又は母が重度の障害を有する児童 ●20歳未満の身体障害者手帳1・2級又は東京都愛の手帳3度以上等の障害児の保護者 <table border="1"> <tr> <th>受給対象児童数</th> <th>育成手当</th> <th>障害手当</th> <th>重複</th> </tr> <tr> <td>2,659人</td> <td>2,546人</td> <td>94人</td> <td>19人</td> </tr> </table> （18年3月末）					受給対象児童数	育成手当	障害手当	重複	2,659人	2,546人	94人	19人
受給対象児童数	育成手当	障害手当	重複										
2,659人	2,546人	94人	19人										
内容	●育成手当一人 13,500円/月、障害手当 15,500円/月を申請のあった翌月から年3回（6・10・2の各月）にまとめて支給。 ●これまで都で実施していた、認定にかかわる障害判定事務を16年度から区で実施する。												
経過	●都事業として始まり、現在に至る。 ●平成12年6月より所得制限額を特別障害者手当と同基準に改正。（所得制限強化）												
必要性	離婚等により生活が安定していないひとり親家庭等に手当を支給し、子育てに伴う経済的負担を軽減する必要がある。												
実施方法	（直営 一部委託 全部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 子育て給付係窓口にて申請受付→審査→決定・給付〔区長決定〕												

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	355,694	371,682	398,956	415,257	450,028	462,451	488,126
	①決算額（18年度は見込み）	354,673	371,628	398,728	415,257	428,076	449,176	488,126
	②人件費						7,757	
	【事務分担量】（％）						90	
	合計（①＋②）	354,673	371,628	398,728	415,257	428,076	456,933	488,126
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
一般財源	354,673	371,628	398,728	415,257	428,076	456,933	488,126	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	育成手当児童数	2,016	2,174	2,270	2,417	2,534	2,546	2,878
	障害手当児童数	93	103	101	96	96	94	118
	併給児童数	16	13	18	19	23	19	
	計(各年度3月末)	2,125	2,290	2,389	2,532	2,653	2,659	2,996

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	育成手当 @13,500✕延べ30,853人 （月平均2,671人）	416,515	育成手当 @13,500✕延べ31,697人 （月平均2,641人）	427,910	育成手当 @13,500✕延べ34,534人 （月平均2,878人）	466,209
		障害手当 @15,500✕延べ1,391人 （月平均 116人）	21,560	障害手当 @15,500✕延べ1,372人 （月平均 114人）	21,266	障害手当 @15,500✕延べ1,414人 （月平均 118人）	21,917

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	育成手当支給延べ人数	30,853	31,697	32,618	—	
②	新規認定受給者	493	468	545	—	
③						

問題点・課題	制度の周知に努め、資格のある方がもれなく受給できるようにする。
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	あらゆる機会、媒体（区報・ホームページ等）を通じて情報提供を行う。	ひとり親家庭等の児童の健やかな成長
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	現状どおり実施する。

議会 （要旨） 質問 状況	
------------------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	事務費(児童・児童育成)	部課名	子育て支援部計画課	課長名	濱島 明光
		担当者名	山崎 美知子	内線	3816
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(18年度)	児童手当等支給事業(20-75-75-01)				
事務事業の種類	○新規事業(○19年度 ○18年度) ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	●昭和 ○平成	47 年度	根拠	児童手当法、荒川区児童手当規則、	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等	荒川区児童手当関係事務取扱要綱	
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て			
	政策	安心して子育てができる社会の実現			
	施策	子育てに関する基盤整備			
目的	児童手当及び児童育成手当の支給にかかわる事務費。				
対象者等	児童手当：日本国内に住所を有し、小学校修了前までの児童を養育している者 児童育成手当：18歳までの児童を養育しているひとり親家庭の母又は父及び養育者				
内容	●申請受付 ●現況届け受付 ●給付事務 ●資格得喪事務				
経過	平成16年度より、児童手当事務費は一般財源化になった。				
必要性	ひとり親家庭等、子育てに係る経済的負担の軽減				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	3,725	3,516	3,478	2,669	3,622	3,474	4,231
	①決算額（18年度は見込み）	2,555	2,353	2,280	1,923	2,395	1,866	4,231
	②人件費						3,448	
	【事務分担量】（％）						40	
	合計（①＋②）	2,555	2,353	2,280	1,923	2,395	5,314	4,231
	国（特定財源）	9,033	8,267	9,523	10,023	0	0	0
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
一般財源	-6,478	-5,914	-7,243	-8,100	2,395	5,314	4,231	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	児童手当児童数	3,912	5,377	6,163	6,777	9,256	9,818	16,094
	児童育成手当児童数	2,109	2,277	2,371	2,513	2,630	2,659	2,996
	（3月末）							

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	障害判定謝礼	0	障害判定謝礼	0	障害判定謝礼	24
	一般需用費	事務用品、印刷製本	577	事務用品、印刷製本	551	事務用品、印刷製本	912
	役務費	郵便料、通信費	1,818	郵便料、通信費	1,315	郵便料、通信費	3,295

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	児童手当支給延べ人数	103,950	112,186	154,737	—	
②	育成手当支給延べ人数	30,853	31,697	32,618	—	
③						

問題点・課題	特に無し
他区の状況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	届書及び添付書類のわかり易い記載方法を例示するなどし、現況届未提出による支給停止を無くす	子育て家庭への財政的支援
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	現状の内容で実施していく。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	児童扶養手当等支給事業費		部課名	子育て支援部計画課	課長名	濱島 明光																				
			担当者名	山崎 美知子	内線	3816																				
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	児童扶養手当等支給事業費（20-76-50-01）																									
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業																									
開始年度	● 昭和 ○ 平成 36 年度		根拠	児童扶養手当法、荒川区児童扶養手当支給要綱																						
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	特別児童扶養手当の支給に関する法律																						
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画	（非計画）																				
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て																								
	政策	安心して子育てができる社会の実現																								
	施策	ひとり親家庭等への支援																								
目的	・18歳まで又は20歳未満で中度以上の障害を有する児童を監護している母又は養育者に対し、家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする ・特別児童扶養手当は、都提出に係る受付事務のみで支給事務は都で実施。																									
対象者等	【児童扶養手当】 次のいずれかに該当する、18歳まで又は20歳未満で中度以上の障害を有する児童を監護している母又は養育者 ① 父母が婚姻を解消 ② 父が死亡（生死不明の場合も） ③ 父が重度の障害者 ④ 父に1年以上遺棄されている状態が続いている ⑤ 父が1年以上拘禁されている状態が続いている ⑥ 婚姻によらないで生まれた 【特別児童扶養手当】 障害児の父若しくは母又は養育者がその障害児を監護するとき、その父若しくは母又は養育者																									
内容	●児童扶養手当の申請のあった翌月分から年3回（4・8・1にの各月の前月分まで）にまとめて支給。 また2人目の児童は5000円／月、3人目以降はひとりにつき月3000円／月が加算される。 ●児童扶養手当 全額支給：月額41,720円、一部支給：41,710円～9,850円 10円単位（物価スライドによる変更有） ●特別児童扶養手当 1級：50,900円 2級：33,900円（物価スライドによる変更有） ●手当額計算方法 41,710-（所得額-所得制限限度額）×0.0184162 <table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養親族数</th> <th>児童扶養手当（全額支給）</th> <th>児童扶養手当（一部支給）</th> <th>特別児童扶養手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得限度額</td> <td>0人 190,000円（未満）</td> <td>1,920,000円（未満）</td> <td>4,596,000円（未満）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1人 570,000円（未満）</td> <td>2,300,000円（未満）</td> <td>4,976,000円（未満）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2人 950,000円（未満）</td> <td>2,680,000円（未満）</td> <td>5,356,000円（未満）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3人 1,330,000円（未満） （1人増に月380,000円加算）</td> <td>3,060,000円（未満） （1人増に月380,000円加算）</td> <td>5,736,000円（未満） （1人増に月380,000円加算）</td> </tr> </tbody> </table>						扶養親族数	児童扶養手当（全額支給）	児童扶養手当（一部支給）	特別児童扶養手当	所得限度額	0人 190,000円（未満）	1,920,000円（未満）	4,596,000円（未満）		1人 570,000円（未満）	2,300,000円（未満）	4,976,000円（未満）		2人 950,000円（未満）	2,680,000円（未満）	5,356,000円（未満）		3人 1,330,000円（未満） （1人増に月380,000円加算）	3,060,000円（未満） （1人増に月380,000円加算）	5,736,000円（未満） （1人増に月380,000円加算）
扶養親族数	児童扶養手当（全額支給）	児童扶養手当（一部支給）	特別児童扶養手当																							
所得限度額	0人 190,000円（未満）	1,920,000円（未満）	4,596,000円（未満）																							
	1人 570,000円（未満）	2,300,000円（未満）	4,976,000円（未満）																							
	2人 950,000円（未満）	2,680,000円（未満）	5,356,000円（未満）																							
	3人 1,330,000円（未満） （1人増に月380,000円加算）	3,060,000円（未満） （1人増に月380,000円加算）	5,736,000円（未満） （1人増に月380,000円加算）																							
経過	●昭和36年児童扶養手当法施行、昭和39年特別児童扶養手当開始（児童扶養手当） ●平成14年7月末までは、区は受け付け事務のみで認定及び支給事務は都が実施。平成14年8月から、受付のほか認定及び手当支給事務も都から区に移管される。（法定受託事務） ●上記の移管と同時に、就労による自立を促進する仕組みとするため、就労所得が増えるに従って、所得と手当の合計額が増加するよう、手当ての支給額を細かく（月額41,710円～9,850円 10円単位）設定。 また、寡婦控除の廃止及び父親からの養育費（仕送り）についても、所得に含めることとした。 ●平成16年度 認定にかかわる障害判定事務は、区で実施する。児童扶養手当事務費一般財源化 ●平成18年度 三位一体改革により児童扶養手当の国庫負担割合3/4→1/3 ●平成18年度 母子自立支援プログラム策定員配置。ハローワーク等と連携。受給者に対する就業・自立支援を実施																									
必要性	児童の健やかな成長を図るため、離婚等により生活が安定していない母子家庭等に手当を支給し、子育てに伴う経済的負担を軽減する必要がある。																									
実施方法	（直営）一部委託 全部委託 （直営の場合） 常勤 非常勤 臨時職員 【児童扶養手当】 ●計画課受付→区が認定→区が給付 ●年1回受給資格確認のため現況届受付 【特別児童扶養手当】 ●計画課受付受理→都へ提出→（都が認定） ●年1回受給資格確認のため現況届受付																									

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
予算額	248	246	189,197	596,583	660,216	687,442	692,155	
①決算額（18年度は見込み）	209	210	188,876	596,062	623,671	642,325	692,155	
②人件費						17,238		
【事務分担量】（%）						200		
合計（①+②）	209	210	188,876	596,062	623,671	659,563	692,155	
国（特定財源）	718	728	139,860	449,649	470,855	481,468	231,712	
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	-509	-518	49,016	146,413	152,816	178,095	460,443	
実績の推移	事項名							
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
	児童扶養手当受給者数	1,032	1,123	1,210	1,286	1,342	1,352	1,482
	特別児童扶養手当受給者数	130	132	133	130	138	137	150

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	消耗品・印刷製本	66	消耗品・印刷製本	83	消耗品・印刷製本	225
	役務費	郵便料	232	郵便料	236	郵便料	238
	扶助費	扶養手当費	623,373	扶養手当費	642,006	扶養手当費	690,363
	報酬					非常勤職員報酬	1,156
	共済費					社会保険料等	141
	旅費					特別旅費	8
	報償費					障害判定医謝礼	24

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値（22年度）	
①	児童扶養手当受給児童数	2,063	2,095	2,064	—	
	児童扶養手当支給額	623,373	642,006	690,363	—	

問題点・課題	・資格のある方がもれなく受給できるよう制度の周知に努める。 ・平成14年の児童手当法の改正により、平成20年4月1日から手当が減額されることに伴ない、母子自立支援プログラム策定事業を実施している。当事業の実施を円滑に進めるため、ハローワーク等との有機的な連携を図ることが重要である。
他区の状況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	現況届時等を活用した母子家庭受給者への就業支援	・制度改正施行時の減額支給事務の円滑な遂行 ・母子世帯の経済的自立
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	現状どおり実施する。

議会（要旨）	・H16二定 物価スライドによる児童扶養手当の削減に反対すべき
--------	---------------------------------

事務事業分析シート

No1

事務事業名	ひとり親家庭医療費助成事業		部課名	子育て支援部計画課	課長名	濱島 明光
			担当者名	山崎 美知子	内線	3816
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（18年度）	ひとり親家庭医療費助成事業（21-28-50-01）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 2 年度		根拠 法令等	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条 例・同施行規則		
終期設定	○ 有 ● 無 年度					
実施基準	法令基準内 (都基準内) 区独自基準			計画区分	計画	(非計画)
行政評価 事業体系	分野	健康・福祉・子育て				
	政策	安心して子育てができる社会の実現				
	施策	ひとり親家庭等への支援				
目的	ひとり親家庭に対し医療費の一部を助成し、ひとり親家庭の保健の向上に寄与するとともにひとり親家庭の福祉の増進を図る。					
対象者等	① ひとり親家庭の父又は母 ② 両親がいない児童などを養育している養育者 ③ ひとり親家庭の児童又は養育者に養育されている児童で18歳に達した日の属する年度の末日（障害児は20歳未満）までの者。 ④ 父又は母が重度の障害がある児童					
内容	●対象世帯に対し、医療証を交付し、保険自己負担分を給付する。 ●事務の流れ 現物支給：医療機関に医療証提示後受診—レセプトを国保連合会に送付—連合会審査—区に請求—連合会に支払—連合会は医療機関に支払う 現金払い：都外で診療を受ける場合は受診者が一旦立替払いをし、後日、領収書を計画課窓口を持参し、銀行口座に振り込む手続きを行う。					
経過	平成2年度 都の事業として開始し、現在にいたる。 平成13年1月より、医療費の自己負担金全額助成から一部負担金制度を導入。（老人保健法に準じる） ●住民税課税世帯 入院外来医療費の1割 入院食費負担 1日780円 ●住民税非課税世帯 入院食費負担 1日780円 ※平成14年度、乳幼児医療助成制度と対象者が重複した場合、従来はひとり親医療制度が優先だったが、一部負担金の違いから乳幼児医療助成制度が優先となった。同じひとり親家庭で年齢により使用する医療証が変わることになった。（乳幼児医療は就学前まで、ひとり親医療助成は18歳まで）					
必要性	ひとり親家庭の生活の安定と保健の向上をはかるために医療費の助成は必要である。					
実施方法	((直営) 一部委託 全部委託) (直営の場合 (常勤) 非常勤 臨時職員) 計画課窓口申請→申請後10日前後で医療証交付（所得及び戸籍で母子父子の確認のため）年1回世帯、所得状況を確認するための現況届受付事務有り。					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算額		111,128	92,930	94,657	91,387	92,967	103,933	103,971
①決算額（18年度は見込み）		107,447	91,733	92,169	90,735	91,889	99,975	103,971
②人件費							10,343	
【事務分担量】（%）							120	
合計（①+②）		107,447	91,733	92,169	90,735	91,889	110,318	103,971
国（特定財源）								
都（特定財源）		70,612	59,460	58,635	60,572	60,615	64,338	67,064
その他（特定財源）		294	243	45	7	4	704	
一般財源		36,541	32,030	33,489	30,156	31,270	45,276	36,907
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	対象世帯	1,201	1,281	1,368	1,408	1,455	1,449	1,950
	対象者数					3,172	3,178	3,420
	助成件数	32,659	31,195	32,791	34,913	35,320	39,101	41,014
	助成額	94,890	81,140	83,440	85,320	88,639	96,883	100,598

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用	事務用品、印刷製本	136	事務用品、印刷製本	165	事務用品、印刷製本	180
	役務費	郵便料	143	郵便料	147	郵便料	145
	委託料	レセプト審査委託料	2,545	レセプト審査委託料	2,756	レセプト審査委託料	3,048
	負担金補助	利子補給金、事務取扱介助手数料	426	利子補給金、事務取扱介助手数料	24	利子補給金、事務取扱介助手数料	0
	扶助費	医療費	88,639	医療費	96,883	医療費	100,598

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
標	①	ひとり親医療費助成件数(件)	35,320	39,101	42,518	—	
	②	ひとり親医療費助成額(千円)	88,639	96,883	100,598	—	
	③						

問題点・課題	制度の周知に努め、資格のある方がもれなく受給できるようにする。					
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)					

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	様々な広報媒体を利用し、制度の周知を図る。	ひとり親家庭の財政的負担の軽減
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	現状どおり実施する。

議会 (要旨)	議会議決状況
------------	--------

事務事業分析シート

No1

事務事業名	乳幼児医療費助成事業		部課名	子育て支援部計画課	課長名	濱島 明光												
			担当者名	山崎 美知子	内線	3816												
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	乳幼児医療費助成事業（21-77-50-01）																	
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業																	
開始年度	○ 昭和 ● 平成 4 年度		根拠	荒川区乳幼児医療費助成要綱														
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等															
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画													
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て																
	政策	安心して子育てができる社会の実現																
	施策	子育てに関する基盤整備																
目的	乳幼児に係る医療費の一部を助成することにより、保護者の負担を軽減するとともに乳幼児の健やかな育成に寄与し、もって当該家庭の福祉の増進を図る。																	
対象者等	● 0歳児から就学前までの乳幼児の保護者（生活保護受給者、他の医療助成受給資格者は除く） ● 本事業は、都補助事業であり、所得による給付制限（児童手当と同額）があるため、都制度で対象外となった世帯については、区の単独事業として同内容を給付している。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>18年3月末</th> <th>児童数</th> <th>受給比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都基準資格者</td> <td>7,601人</td> <td>78%</td> </tr> <tr> <td>区基準資格者</td> <td>2,085人</td> <td>22%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9,686人</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>						18年3月末	児童数	受給比率	都基準資格者	7,601人	78%	区基準資格者	2,085人	22%	計	9,686人	100%
18年3月末	児童数	受給比率																
都基準資格者	7,601人	78%																
区基準資格者	2,085人	22%																
計	9,686人	100%																
内容	対象の乳幼児に対して、医療証を発給し、健康保険の自己負担分の助成を行う。 ● 現物支給（医療証使用による給付分） ● 現金支給（医療証が都内の医療機関でのみ有効のため、都外医療機関等で受給者が立替払いした場合に、後日給付する。）平成12年10月より一部負担金制度を導入（都制度分、区単独分ともに導入） - 食事療養費一般世帯 1日780円、住民税非課税世帯 1日650円（入院が90日を越えると500円） - 住民税非課税世帯で高齢福祉年金受給者は1日300円																	
経過	● 平成 4年10月 区単独事業として開始（0～2歳児） ● 平成 6年 1月 都補助制度開始（0～2歳児、所得制限有り） ● 平成 7年10月 区単独対象拡大（就学前まで対象拡大） ● 平成10年10月 都対象拡大（3歳まで、所得制限有り） ● 平成12年10月 都対象拡大（4歳まで、所得制限有り） ● 平成13年10月 都対象拡大（就学前まで、所得制限有り。ただし児童手当の所得制限緩和に伴い対象が約5割から8割程度に拡大された。このため区の単独負担はその分減少した。） ● 平成14年10月から健康保険制度の改正により3歳未満児の医療費の負担割合が3割から2割に変更になったため、区の負担が減少した。 ● 平成18年10月児童手当所得制限緩和（平成18年4月）に合わせ、乳幼児医療費助成制度の所得制限緩和をすることになっているので、区の単独負担は減少する見込み。																	
必要性	年齢的にも医療機関に雇われる機会が多い乳幼児を養育する家庭への医療費助成は、子育て家庭への経済的な負担軽減に寄与するため必要である。																	
実施方法	（直営 一部委託 全部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） ● 窓口申請→医療証即日交付 ● 現物支給：医療機関で受診—病院はレセプトを国保連合会に送付—連合会審査—区に請求—連合会に支払い—連合会は医療機関に支払う ● 現金払い：都外で受診の場合は立替払いし、後日領収書により計画課窓口で口座に振込む手続きをする。																	

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
予算額	509,641	497,543	484,579	449,474	450,870	472,090	481,945	
①決算額（18年度は見込み）	476,612	496,135	480,605	440,721	433,665	450,443	481,945	
②人件費						16,807		
【事務分担量】（%）						195		
合計（①+②）	476,612	496,135	480,605	440,721	433,665	467,250	481,945	
国（特定財源）								
都（特定財源）	105,439	148,164	193,637	173,845	169,098	173,902	185,938	
その他（特定財源）	1,400	369	676	1,090	4,161	1,303		
一般財源	369,773	347,602	286,292	265,786	260,406	292,045	296,007	
実績の推移	事項名							
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
	乳幼児医療証交付児童数	9,001	9,241	9,615	9,581	9,792	9,686	16,400
	うち区基準児童数				1,928	2,012	2,085	3,500
	医療費助成額			443,210	412,660	416,075	434,236	465,274

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
	一般賃金	繁忙期補助（臨時職員雇用） 357		繁忙期補助（臨時職員雇用） 378		繁忙期補助（臨時職員雇用） 269	
	一般需用費	事務用品、印刷製本 358		事務用品、印刷製本 368		事務用品、印刷製本 394	
	役務費	通信費 572		通信費 480		通信費 594	
	委託料	レセプト審査支払委託料 14,315		レセプト審査支払委託料 14,878		レセプト審査支払委託料 15,413	
	負担金補助	利子補給金等 1,991		利子補給金等 103		利子補給金等 0	
	扶助費	医療助成費 416,076		医療助成費 434,236		医療助成費 465,275	

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	乳幼児医療費助成件数(件)	189,352	200,367	208,246	—	
②	乳幼児医療費助成額(千円)	416,075	432,684	459,867	—	
③						

問題点・課題	・23区内において対象年齢拡大の動きがあり、18年度は11区が実施予定である。 ・対象者の拡大による財政負担は大きく、国・都の役割分担を含めた総合的な検討が必要である。
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 区） <通院> ・小学校3学年まで助成 4区 ・小学校6学年まで助成 1区 ・中学校卒業まで助成 3区

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	証の使用方法を含めた制度の周知に努める。	身体的に未熟な乳幼児の医療を保証することにより、子育て中の保護者の不安解消の一助となる。
②	今年度(10月)所得緩和が図られる予定であるが、ほとんどの区が所得制限を廃止している現在、都においても所得制限を見直すよう働きかける。	子育て世帯の財政的負担の軽減
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
A	助成対象拡大の方向で検討していく。

議会質問状況（要旨）	・H14四定 対象年齢を小学生まで拡大をはかること ・H15二定 「子育てなら荒川区」の観点で、小学校6年生までの医療費の無料化を図るべき ・H16一定 定住化促進、子育て支援のため、対象を小学校低学年まで拡大すること ・H16一定 小学生医療費無料化 ・H16三定 入院の医療費助成は小学生まで拡大 ・H16四定 子ども医療費を小中学生まで拡大、小学生まで拡大 ・H17一定 児童医療費の無料化 ・H17三定 乳幼児医療費助成対象者を中学生まで拡大 ・H18二定 医療費助成を中学生まで引上げ、お産から義務教育終了までの医療費無料化を実現
------------	--